

令和 8 年 8 月 校 長 会 資 料

1	学校給食における食物アレルギー疾患対応について	1
2	学校給食の残食について	3
3	英語教育の推進について	4
4	特別支援教育の充実について	6
5	読書活動の充実について	8
6	非常時における幼児児童生徒の登下校(登降園)の指導について.....	10
7	授業(保育)の実施基準の再改定について.....	14
8	休日の部活動地域展開について.....	16
9	保護者のためのフリースクール等説明・相談会について.....	17
10	自殺予防について.....	18
11	学校における働き方改革について.....	20
12	服務規律の確保について.....	32
13	教職員のメンタルヘルスについて.....	34
14	中間面談の実施について.....	36

学校給食における食物アレルギー疾患対応について（通知）

間もなく 2 学期が始まります。小学校では 9 月 3 日から、中学校では 9 月 2 日から給食を再開することから、学校給食における食物アレルギー疾患対応について、改めて下記の事項について確認するなど、適切な対応をお願いします。

記

1 主な確認事項

- (1) 食物アレルギー対応を行う児童生徒の正確な情報の把握と共有の徹底
- (2) 保護者、児童生徒、教職員間での除去食献立表の内容確認と情報共有の徹底
- (3) 調理時の器具・食材の管理、作業工程、作業動線の確認等の徹底
- (4) 調理後、配膳作業、喫食時の混入や誤配、誤飲・誤食の防止
- (5) 緊急時対応の確認

2 参考資料

- (1) 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」
(公益財団法人日本学校保健会)
https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R010060/R010060.pdf
- (2) 「学校給食における食物アレルギー対応指針」(文部科学省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1355536.htm
- (3) 「学校におけるアレルギー疾患対応の手引き《令和 2 年度改訂》」(三重県)
<http://www.pref.mie.lg.jp/HOTAI/HP/anzen/46469032615.htm>
- (4) 「学校におけるアレルギーヒヤリハット・発症事例集」(三重県)
<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000911307.pdf>
- (5) ネットフォルダ（教育委員会全体）に掲載している「学校給食における食物アレルギー対応の関係書類について①～⑤」

3 アレルギーに関する事例報告書の提出

食物アレルギー対応に関し、事故につながりそうな「ヒヤリハット事例」に気づいた場合も、様式 8「アレルギーに関する事例報告書」で教育総務課給食 G まで御報告ください。大きな事故につなげないための気づきになるよう、学校現場へのフィードバックも行っていきますので、御協力をお願いします。

【事務担当】 教育総務課 給食グループ 中村・多田 (382-1214・内 6113)

アレルギーに関する事例報告書

(様式8)

(学校→所管する教育委員会に提出)

(市町教委→県教委に提出(レベル4以上))

空欄に記入するとともに、当てはまる番号を太枠の▼ダウンリストから選択してください。

令和 年 月 日提出

学校名			共同調理場名		
校長名 (共同調理場長名)			報告者名	報告者 電話番号	
児童生徒名			学年・組	年 組	性別
発生日時	令和 年 月 日 (曜日) 時 分				
発生場所	学校内:①教室 ②特別教室 ③体育館 ④運動場 ⑤給食室 ⑥その他()				
	学校外:⑦道路 ⑧体育館 ⑨運動場 ⑩共同調理場 ⑪その他()				
発生した時の状況	番号選択		⑥⑪の場合 右に記入:		
第一発見者	①給食又は昼食中 ②授業中() ③休憩時間中 ④給食調理中 ⑤部活動中 ⑥学校行事中() ⑦登下校中 ⑧その他()				
	番号選択		②⑥⑧の場合 右に記入:		
第一発見者	①本人 ②他の児童生徒 ③担任 ④養護教諭 ⑤栄養教諭 ⑥調理員 ⑦管理職 ⑧その他の教職員() ⑨その他()				
	番号選択		⑧⑨の場合 右に記入:		
影響レベル	ヒヤリハット事例:0・1 アレルギー発症事例:2・3・4・5				番号選択
内容(疑含む) (複数回答可)	①原材料間違い ②除去食の間違い ③調理中の間違い ④配膳時の間違い ⑤初発(既往歴なし) ⑥運動 ⑦その他()				
	番号選択				⑦の場合 右に記入:
管理指導表	①なし ②あり				番号選択
原因	①食物() ②その他() ③不明		番号 選択		①②の場合 右に記入:
エピペン®	①使用 ②未使用(a 携帯あり・b 携帯なし)				番号選択
発生の状況 (具体的に 記入)					
応急処置や 医療機関へ の移送など 学校のとった 対応					
改善点・今後 の対応					
その他参考と なる事項					

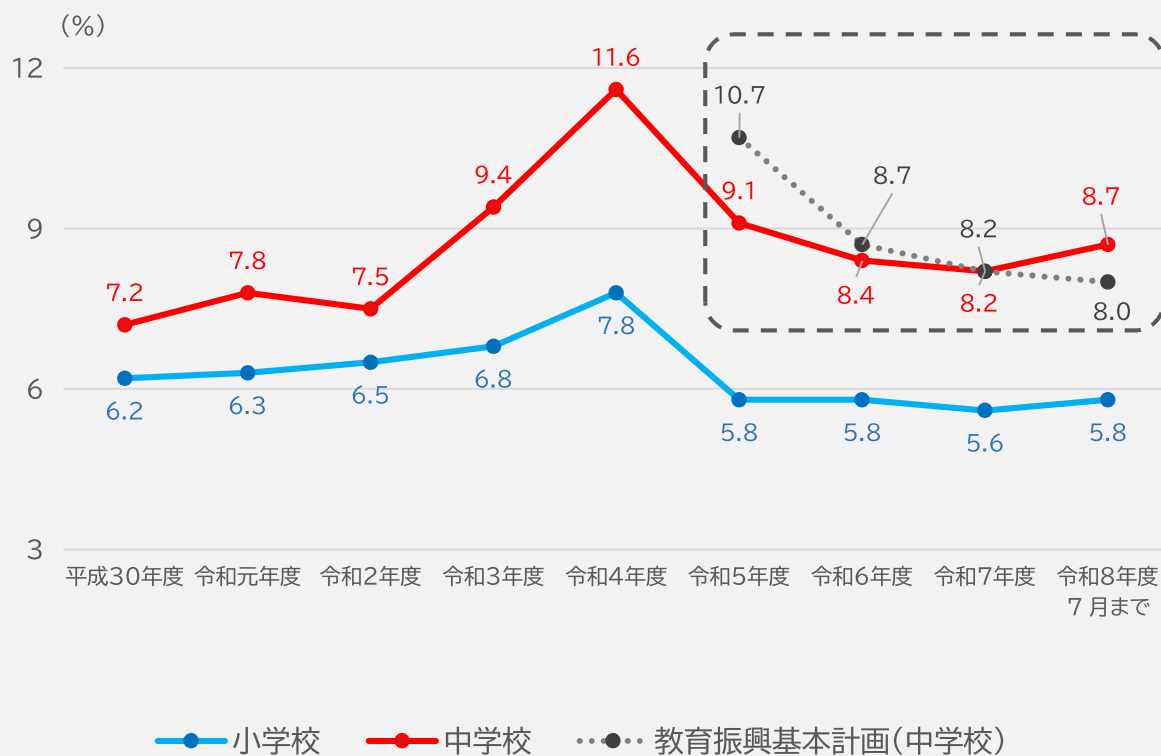
*原則、1事例ごとに報告書を作成してください。

*ヒヤリハット事例には、児童生徒名は不要です。

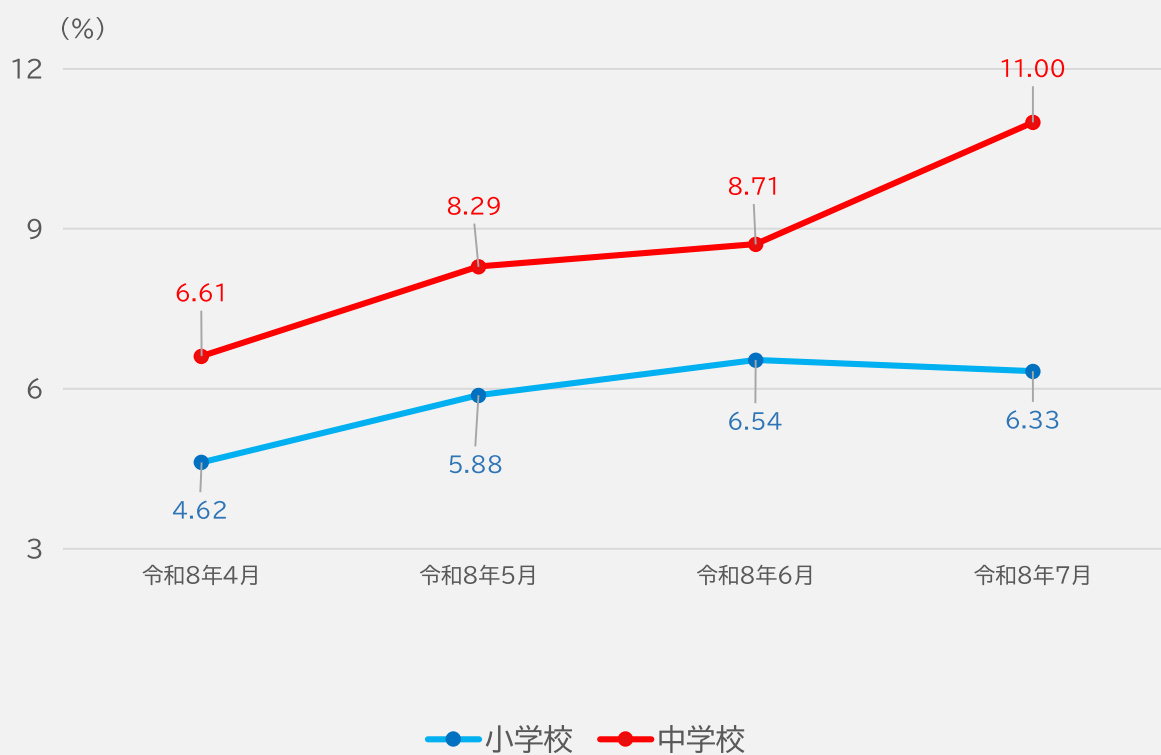
*この情報共有については、類似事案の発生防止や再発防止の観点から、危機管理意識向上のために行うものであり、特定の個人や所属の不利益になるものではありません。

*必要に応じ、記入枠を拡大してください。参考資料がある場合は別添を添付してください。

学校給食の残食率(年間)



学校給食の残食率(月間)



英語教育の推進について

～英語学習用アプリ「WorldClassroom」の試験的導入・活用について～

1 アプリの試験的導入目的・概要について

(1) 試験的導入の目的

令和8年度全国学力・学習状況調査 中学校英語における、本市中学生の3技能（「聞く」・「読む」・「書く」*）の結果は全国・県平均を大きく下回りました。そこで、各校における授業改善を支援する取組として、英語学習用アプリ（WorldClassroom）を試験的に導入し、4技能（聞く・話す・読む・書く）の基礎・基本をバランスよく育成するための個別最適な学びの充実を進めます。また、アプリの活用により、「話すこと」や「書くこと」に関する表現活動やパフォーマンステストの拡充を図り、実践的英語コミュニケーション能力の育成を目指します。

*「話すこと」に関する結果は9月に公表予定

(2) 「WorldClassroom」とは

生徒の英語4技能（発音・音読・ライティング等）の練習及び自動評価を行う Hello World 株式会社が作成した AI 学習支援アプリ。

具体的な利用場面のイメージ①

Strictly Confidential
第三者への開示厳禁

帯学習での活用

毎授業の帯学習として、AIキャラクターとの英会話練習や、授業教材の音読練習を実践することで、スピーキング力を高めます。



教科書・単元にあわせた活用

教科書・単元に合わせて、音読練習や、学んだ文法を活用したAI英会話練習、新出単語を活用したライティング練習などが可能です。




家庭学習での活用（宿題・長期休暇課題等）

日々の授業の宿題に加えて、英検対策課題や学力・学習状況調査コースなど、生徒が自主的に取り組むことができる課題を事務局で用意しています。



パフォーマンステストとしての活用

パフォーマンステストの本番及びその練習として、原稿の文法チェック、プレゼン動画の録画・提出が可能です。



WorldClassroom 説明資料より

2 活用方法について

(1) 授業における具体的な活用場面について

① 「読む・話す」の基礎的定着（音読・発話活動）

AI モデル音声の試聴や自動スコアリングにより、正しい発音・抑揚を意識させた生徒の発話量を十分に担保できます。（本市で使用している教科書『New Horizon』に対応）

②「書く」技能の強化（全国学力・学習状況調査課題への対応）

全国学力調査で課題となっている「まとまりのある文章の記述」に対し、AI 文法チェック・添削を活用してアウトプットの練習量を増やすことができます。

③「やり取り」活動への接続

対人での英会話活動の事前練習としてアプリを活用することで、練習量の確保につながるとともに対話への心理的ハードルを軽減させることができます。

（２）教員のサポート体制

開発・提供事業者（HelloWorld 社）による研修等や、教員がいつでも視聴できる授業での具体事例をまとめた動画の提供を依頼予定です。

3 試験的導入スケジュール

（１）夏休み期間中

- ・教育委員会事務局内における試験的運用準備
- ・英語科教員への周知及び研修動画の案内

（２）２学期～

- ・各中学校にて試験的運用開始
- ・開発・提供事業者（HelloWorld 社）によるオンライン研修

特別支援教育の充実について

1 鈴鹿市における特別支援教育について

(1) 教員の資質向上

関係する全ての教職員が、年間1回以上、特別支援教育に関わる研修会に参加する。

※特別支援学級公開授業等の校内研修や通級指導教室やすずっこスクエアの参観を含む。

(2) 特別支援学級における指導の充実

ア 個別のニーズに応じ、適切な指導を行うため、週の授業時数の半分以上を、特別支援学級において実施する。

イ 杉の子特別支援学校、かがやき特別支援学校の地域支援コーディネーターによる、児童生徒の教育相談や研修会等での指導・助言等を活用する。

ウ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

・一昨年度実施した「特別支援教育に関する調査」において自立活動を実施していないと回答した学校が散見されたことから、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れ、時間割に位置付けること。

・児童生徒の障がいの程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

(3) 通級による指導の充実

ア 通級による指導は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定めて行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

イ 次のとおり通級指導教室を設置する。

(ア) 言語 … 石薬師小、玉垣小(2教室)、千代崎中

(イ) 発達障がい等 … 神戸小、飯野小、稲生小、旭が丘小、白子小、加佐登小、若松小、玉垣小(1教室)、創徳中、神戸中、白鳥中、白子中、鼓ヶ浦中

(※着色校は、新設校を表す。)

ウ 通級指導教室担当者会及び通級指導教室公開授業を実施する。

※通級する児童生徒の担任はもとより、特別支援教育の研修として積極的に公開授業に参加するよう努める。

エ アウトリーチ及び巡回指導を活用し、通級指導教室との連携を深める。

(4) 通常の学級における特別支援教育の推進

- ア 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒について、別室での指導により支援するだけでなく、当該児童生徒を含めた学級全体に対する指導により、共に生きる仲間づくりを重視する。
- イ 学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒が理解しやすいよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善を行う。

(5) 保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校の連携

- ア 各中学校区で私立保育園・幼稚園等を含めた特別支援教育コーディネーター会議の開催を推進する。進学元と進学先が交流を行い、こどもに途切れのない支援を講じることができる体制の構築を図る。
- イ 進学先の担当者と進学元の担当者が、次年度に進学する支援の必要な幼児・児童の特性や支援方法等について引継ぎを行う。
- ウ 進学先担当者は、次年度に進学する支援の必要な幼児・児童の様子を進学元で観察する。

(6) 小・中学校における医療的ケアの推進

鈴鹿市立学校における医療的ケア実施に関するガイドラインに則り、学校における安全・安心な医療的ケア実施体制の充実に努める。

2 「すずっこファイル」の作成と活用について

特別支援学級に在籍する児童生徒と通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成する。

(1) 個別の指導計画

- ア 支援が必要な幼児児童生徒について、学校園における指導計画や指導内容・支援方法を検討して記載し、それに基づいた指導を行う。
- イ 特別支援教育コーディネーターが中心となり、校園内ケース会議及び引継ぎ会を関係者と連携して実施し、その内容等を参考にして記録する。
- ウ 通級による指導を受けている児童生徒について、通級による指導に関して記載すべき事項が個別の指導計画に記載されている場合は、その写しを指導要録の様式に添付することをもって、指導要録への記入に替えることも可能とする。

※記載すべき事項

通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等

(2) 個別の教育支援計画

- ア 支援が必要な幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援を効果的に実施するため、保護者や関係機関と連携して、長期的な計画を作成する。保護者の了承の下、作成・更新を進める。
- イ 「関係機関の具体的な支援内容」欄に、合理的配慮・通級指導教室での指導の有無について記載する。

＜学校における「合理的配慮」の具体例＞

- ・ 個別課題の提供 ・ 拡大教科書の使用 ・ 掲示物など刺激の減少
- ・ 教室配置の配慮 ・ 座席の配慮 ・ クールダウンのためのスペース確保 等

読書活動の充実について

1. 令和7年度年間平均貸出冊数

年間平均貸出冊数／1人当たり（学校図書システムより）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	前年度比
小学校	45.4冊	48.1冊	47.6冊	-0.5冊
中学校	3.9冊	4.0冊	4.3冊	+0.3冊

中学校の
電子書籍活用
増加傾向

(参考) 令和7年度電子書籍年間平均閲覧及び貸出数

中学校 8.1冊／1人当たり 【紙媒体との**合計12.4冊**／1人当たり】

昨年度 4.2冊／1人当たり 【紙媒体との合計 8.2冊／1人当たり】

2. 第4次鈴鹿市子ども読書活動推進計画の成果指標と成果目標について

**【成果】読書が好きな児童生徒の割合が昨年より微増。
小学校児童+4.3% 中学校生徒+1.5%**

	目指す成果	指標	令和6年度	令和7年度	目標値 2031年度
家庭	読書に対する興味や関心が高まっている	読書が好きな市内 小学校児童 の割合〔全国学力・学習状況調査〕	62.6%	66.9% ↑	73.0%
		読書が好きな市内 中学校生徒 の割合〔全国学力・学習状況調査〕	58.2%	59.7% ↑	68.0%
学校等	読書の楽しさを知り、読書習慣が身についている	学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）1日当たり読書を「全くしない」市内 小学校児童 の割合〔全国学力・学習状況調査〕	25.8%	34.3% ↑	28.0% (※1)
		学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）1日当たり読書を「全くしない」市内 中学校生徒 の割合〔全国学力・学習状況調査〕	42.5%	47.8% ↑	48.0% (※1)

【課題】授業時間以外に、全く読書をしない児童生徒が増加。

※1 数値が小さい方が、読書率が高まっていることを表す目標値

3. 鈴鹿市立図書館との連携イベントについて

(1) SUZUKA POP コンテスト

募集締切: 令和8年9月8日(火)

対象部門: 小学生の部(小学生)

ティーンズの部(中高生)

学年・学校・部活等
団体での申込みも可能



(2) 図書館×中学校コラボ企画『推し本』



学年・委員会・部活・有志等で推し本を集めよう！
市立図書館の本棚を使って、各校の推し本をアピールしよう！

【取組方法】

- ・推し本のテーマを決める
- ・テーマに合った本選び、市立図書館に所蔵があるかウェブで検索する
- ・所蔵がある本をシートに記入する

※詳細は後日学校宛に送付します。

4. その他

(1) 鈴鹿市中学生ビブリオバトル・・・10月17日(土)

中学生ビブリオバトル県大会・・・12月25日(金) 予定

(2) 秋の読書週間の取組

10月27日(火)～11月9日(月)

(3) 中学校電子図書館の積極的な活用



(宛先) 各幼小中学校(園) 長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

非常時における幼児児童生徒の登下校(登降園)の指導及び授業(保育)
の実施基準の再改定について(通知)

このことについて、令和 8 年 5 月 21 日付け鈴教指第 610 号「非常時における幼児児童生徒の登下校(登降園)の指導及び授業(保育)の実施基準の改定について」において通知したところですが、下記のとおり再改定します。

ついては、貴校(園)所属職員への周知をお願いします。

記

1 臨時休業の判断基準の改定事由及び変更点

(1) 改定内容及び事由

近年、台風が近づいていなくても、線状降水帯などによって短時間で激しい大雨が降るケースが増えています。そのため、台風によるものかどうかにかかわらず、あらゆる大雨警報に対応できるよう、レベル 3 大雨警報における「台風に伴う」という限定を外す見直しを行いました。

(2) 変更点

場面	対象となる警報(変更後)	対応
始業前に発表 (午前 7 時の時点で既に発表中)	・ 暴風(雪) 特別警報 ・ 大雪特別警報 ・ レベル 5 大雨特別警報 ・ レベル 4 大雨危険警報 ・ 台風接近に伴う レベル 3 大雨警報 ・ 暴風(雪) 警報	授業(保育) 中止
始業前に解除 (午前 7 時までに解除済み)	同上	安全確認後、通常どおり実施
始業後に発表 (午前 7 時以降に発表)	同上	中学校区で協議し対応を決定

(裏面あり)

2 土砂災害警報(レベル3以上)が発表された場合の対応について

土砂災害警報(レベル3以上)が発表された場合のフローを策定しましたので、**別添1**のとおり御確認ください。

3 送付文書

今回の改定に伴い、下記書類を送付しますので、内容を御確認の上、適切に御活用ください。

(1) 教育指導課関係

ア **別添1** 土砂災害警報(レベル3以上)が発表された場合のフロー

イ 非常時における幼児児童生徒の登下校(登降園)の指導及び授業(保育)の実施等について

ウ 災害時対応の事前確認書

エ 保護者宛て例文(日本語版)

※翻訳版(スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、英語、中国語)は後日発出。

(2) 教育総務課関係

ア 台風・大雪時等における学校給食について(幼稚園・小学校用)

イ 台風・大雪時等における学校給食について(中学校用)

4 その他

(1) 災害時対応の確認については、措置前に「災害時対応の事前確認書」を i-Fax で教育指導課まで送信してください。

(2) 今回の改定内容を、危機管理マニュアルへ反映してください。
なお、再提出は不要です。

(3) 各小中学校の保護者への tetoru 配信は教育指導課において行いますので、配信後、保護者から改定事由等についてお問合せがあった際には、丁寧な説明をお願いします。各幼稚園については、保護者への周知を各園にてお願いします。

【事務担当】 鈴鹿市教育委員会事務局

教育指導課 指導G 森本 葵

TEL: 059-382-9028 E-Mail: kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

教育総務課 給食G 中村 健太郎

TEL: 059-382-1214 E-Mail: kyoikusomu@city.suzuka.lg.jp

土砂災害警報(レベル3以上)が発表された場合のフロー

【平常時】

ハザードマップで校区内の危険箇所を把握しておく。



【非常時】

1 土砂災害警報(レベル3以上)発表

2 中学校区で情報共有

□雨の状況 □学校周辺 □通学路 □危険箇所

3 気象庁 『キキクル(危険度分布)の「土砂災害」』を確認

・学校周辺及び通学路に赤色以上(土砂災害警報レベル3以上)の危険度があるか

はい

いいえ

中学校区全体で臨時休業

各学校で臨時休業

同一校内で一部地区児童生徒の登校見合せ

始業時刻の変更

緊急下校(降園)

通常登校・授業

土砂災害警報(レベル3以上)発令中は、継続して情報収集・安全確認を行う。

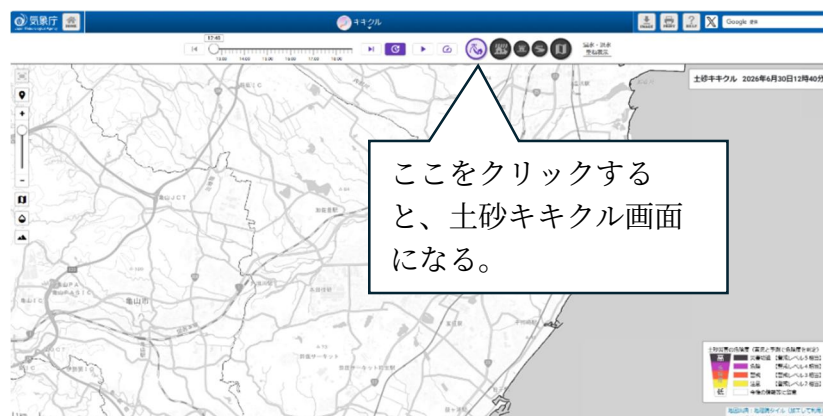
※中学校区の気象状況を鑑み、学校(園)長は、左記の措置を講ずることができる。

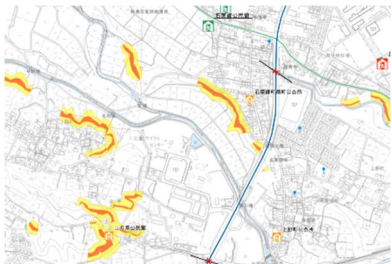
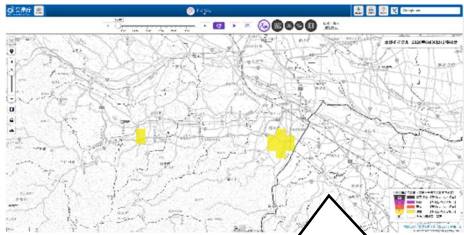


キキクルのサイトへのQRコード

ウェブ版総合防災マップのへのサイト

レベル3土砂災害警報は、1時間以内にレベル4土砂災害危険警報に移行する可能性Ⓐ



	ハザードマップ	キキクル															
概要	危険個所を事前に把握する地図	現在の危険度を確認し、対応を判断する地図															
使用時	平常時から確認する	災害時に確認する															
更新頻度	基本的に変わらない	10分ごとに更新される															
表示方法	土砂災害警戒区域をレッドゾーン及びイエローゾーンで表示	雨量などから危険度を色で表示															
	 ※ハザードマップに土砂災害区域に指定されていない個所であっても、降雨状況によりキキクルで危険表示される可能性があります。	 このように、部分的に黄色→赤色→紫色→黒色とレベルが上がっていく。 土砂災害の危険度（実況と予測で危険度を判定） <table border="1"> <tr> <td>高</td> <td>災害切迫</td> <td>【警戒レベル5相当】</td> </tr> <tr> <td>危険度</td> <td>危険</td> <td>【警戒レベル4相当】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警戒</td> <td>【警戒レベル3相当】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>注意</td> <td>【警戒レベル2相当】</td> </tr> <tr> <td>低</td> <td></td> <td>今後の情報等に留意</td> </tr> </table>	高	災害切迫	【警戒レベル5相当】	危険度	危険	【警戒レベル4相当】		警戒	【警戒レベル3相当】		注意	【警戒レベル2相当】	低		今後の情報等に留意
高	災害切迫	【警戒レベル5相当】															
危険度	危険	【警戒レベル4相当】															
	警戒	【警戒レベル3相当】															
	注意	【警戒レベル2相当】															
低		今後の情報等に留意															

非常時における幼児児童生徒の登下校（登降園）の指導及び授業（保育）の実施等について

令和 8 年 8 月

本市における非常変災発生時等は、幼児児童生徒の安全確保を最優先とし、各校（園）においては、迅速かつ適切に措置を講ずるものとし、以下のとおり対応する。

1 暴風（雪）・大雪・大雨等の警報発表時等の対応について

- (1) 始業前に暴風（雪）特別警報、大雪特別警報、レベル 5 大雨特別警報、レベル 4 大雨危険警報、**レベル 3 大雨警報**、暴風（雪）警報が発表されている場合
 - ア 午前 7 時時点で、いずれかの警報が発表されている場合は、当日の授業（保育）を中止する。
 - イ 午前 7 時まで、警報が解除された場合は、通学路の安全を確認した上で、通常通り授業（保育）を行う。
ただし、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れ等、登校（園）に支障が生じる場合は、中学校区で協議の上、始業時間の変更や当日の登校（園）を中止する等、適切な措置を講ずる。
スクールバス利用者については、午前 5 時 30 分現在、いずれかの警報が発表されている場合は、登校時のバスが運休となるため、原則、保護者が送り届ける。
- (2) 始業後に暴風（雪）特別警報、大雪特別警報、レベル 5 大雨特別警報、レベル 4 大雨危険警報、**レベル 3 大雨警報**、暴風（雪）警報が発表されている場合
 - ア 児童生徒を安全に帰宅させることが困難である場合は、安全な下校方法が確保されるまで、学校で待機させ、保護者と連絡を密にする等、適切な措置を講ずる。
 - イ 安全な下校方法が確認できた場合は、教職員等の引率又は見守りのもと下校させる。
 - ウ 緊急下校（降園）時に保護者に引渡し又は迎えを依頼する方法は、以下のとおりとする。
 - (ア) スクールバス利用者を含む小中学校・・・tetoru
 - (イ) 幼稚園・・・・・・・・・・・・・すぐーる

2 警報発表時等(1以外)の対応について

次のいずれかの警報が発表されている場合、以下のとおり対応する。

【河川氾濫】レベル 5 氾濫特別警報 / レベル 4 氾濫危険警報 / レベル 3 氾濫警報

【土砂災害】レベル 5 土砂災害特別警報 / レベル 4 土砂災害危険警報 / レベル 3 土砂災害警報

【高潮】レベル 5 高潮特別警報 / レベル 4 高潮危険警報 / レベル 3 高潮警報

【その他】波浪特別警報 / 大雪警報

- (1) 気象情報により、発生と推移についての確かな情報を迅速に把握する。
- (2) 増水状況等については、域内ごとに P T A 等に情報提供を委嘱する等、地区別の情報収集体制を整備する。

- (3) 中学校区で協議の上、「臨時休業」、「始業時刻の変更」、「緊急下校（降園）」、「保護者への引渡し」「同一校内で一部地区児童生徒の登校見合せ」等の措置を講ずる。なお、土砂災害警報(レベル3以上)が発表された場合、「土砂災害警報(レベル3以上)が発表された場合のフロー」を参照の上、対応する。
- (4) 緊急下校（降園）させる場合は、通学路の安全を確認した上で、下校（降園）させる。その際、次のとおり、安全指導を徹底する。
- ア 必ず歩道を歩行し、増水した用水路や流速のある側溝等に近寄らない。
 - イ 傘による視界不良や車両のスリップ事故に十分に留意する。
 - ウ 強風を伴う場合は傘を使用しない。
 - エ 路面凍結による転倒や積雪で視認できない危険箇所に留意し、歩行する。
 - オ 引率教員等の指示に従い、遅滞なく下校する。

3 警報等は発表されていないが、災害等の発生のおそれがある場合

- (1) 雷発生時
- ア 登下校（登降園）前に発生している場合は、登下校（登降園）時刻の遅延等の措置を講ずる。
 - イ 登下校（登降園）途中に遭遇した場合は、「屋内への避難」、「高い物体からの退避」、「低い姿勢の維持」等の避難行動がとれるよう、事前指導を徹底する。
- (2) 記録的短時間大雨情報発表時
- 数年に一度の猛烈な雨により、屋外への移動は極めて危険な状態となるため、発表中は、原則として、下校（降園）を見合わせ、学校（園）待機を徹底する。
- 強雨が予想される時間帯を避け、通学路の安全を確認した後に、下校（降園）を判断する。

4 対応体制

- (1) 緊急対応の措置を講ずる場合は、教育委員会と連携を密にするとともに、直ちに結果を報告すること。
- (2) 学校（園）の講じた措置が、确实かつ迅速に保護者等に伝達されるよう、平素から緊急連絡体制を構築しておくこと。
- (3) 学校（園）長は、遅滞なく適切な措置が講じられるよう、常に最新の気象情報を把握するとともに、的確な状況判断に努めること。

5 市内一斉措置の判断及び連絡

警報等の発表が予測され、市内で一斉に臨時休業等の措置を講ずる場合は、**前日（週休日及び休日を含む。）の午後5時までに、教育委員会から各校（園）の管理職員に連絡する。**

6 その他

市内で一斉に臨時休業等の措置を講じない場合も、学校教育法施行規則第63条の規定に基づき、学校区の気象状況を鑑み、学校（園）長は、「臨時休業」や「始業時刻の変更」の措置を講ずることができる。ただし、この旨について、教育委員会に報告する。

令和8年度休日の中学生対象の活動 団体申込状況

	種目名	男女の別	①学校体育施設 を利用する団体	②校舎 を利用する団体	③その他 の団体	計(団体数)
1	サッカー	区分なし	3			3
2	ソフトテニス	区分なし	5		2	10
		女子	1			
		男子	2			
3	ソフトボール	女子	3			3
4	卓球	女子	1			1
5	バスケットボール	区分なし	1			6
		女子	4			
		男子	1			
6	バドミントン	区分なし	2			2
7	バレーボール	区分なし	1			8
		女子	5			
		男子	2			
8	ハンドボール	区分なし	1			1
9	剣道	区分なし	2			2
10	柔道	区分なし	2		1	3
11	軟式野球	区分なし	4			4
12	陸上競技	区分なし			4	4
13	吹奏楽	区分なし		6		6
14	合唱	区分なし		1		1
15	美術	区分なし			1	1
16	ファミリーバドミントン、 ティーボール、キンボール、 ボッチャ、テニポン スポー ツ鬼ごっこなど	区分なし			1	1
17	硬式野球	区分なし			1	1
18	日本拳法	区分なし			1	1
	合計(団体数)		40	7	11	58

不登校や行き渋り、学校での過ごし方に悩みがある小・中学生の保護者の方へ

保護者のためのフリースクール等説明・相談会

学校の他にも、こどもが自分らしく過ごすことができる「居場所」として、地域にフリースクール等があることを知っていただくためのイベントです。全体説明会で各スクール等の方針や特徴を知り、個別相談会でスタッフに直接話を聴くことができます。児童生徒本人、ごきょうだいの同行も可能です。

お気軽にお越しください！！

開催日時

令和8年8月27日(木)

10:00～11:30(受付9:45～)

開催場所

鈴鹿市役所 別館2階 北会議室(会議室2)



市役所の駐車場をご利用ください。

立体駐車場の南側の建物が別館です。

対象者

鈴鹿市在住の小・中学生の保護者

※児童生徒本人、ごきょうだいの同行も可能です。

参加フリースクール等

- ★家庭教育センターFACE
- ★子どもの学び舎ワンダーYOU
- ★フリースクールけやき
- ★みんなの居場所ラピュタすずか
- ★鈴鹿市教育支援センター
「けやき教室」「さつき教室」

当日の日程

9:45～ 受付開始

10:00～ 【第一部】全体説明会

- ・開会あいさつ、日程説明、参加スクール等の紹介
- ・各スクール等より活動内容、教育方針等の説明
- ・三重県「フリースクールで学ぶこどもたちへの支援事業」について

10:40～ 【第2部】個別相談会

- ・スクール別相談会
興味のあるフリースクール等のブースにて、スタッフに直接個別の質問や相談ができます。

11:30 終了予定

お申込みはこちらの

2次元コード・リンクから



しめきり

8/20(木)

<https://logoform.jp/f/PDuRy>

もしくは↓↓お電話にて↓↓

主催・お問い合わせ

鈴鹿市教育委員会事務局

教育支援課 こども支援グループ

059-382-9055

1. 児童生徒の自殺予防に係る取組について（文科省通知抜粋 令和8年7月3日付）

厚生労働省・警察庁の自殺統計によると、令和7年の児童生徒の自殺者数は、538人（令和6年：529人）と過去最多となりました。如何なる事情であれ、子どもたちが自ら命を絶つようなことはあってはならず、極めて重大に受け止める必要があります。

児童生徒の自殺は、平成21年以降の児童生徒の自殺者数を日別でみると、8月後半から増加し、特に長期休業明けの9月1日に多くなる傾向にあります。直近2年間（令和7年及び令和6年）は、9月の自殺者数が最も多い状況にありました。こうした状況を踏まえると、児童生徒の尊い命を救うため、特に長期休業の開始前から長期休業明けの時期にかけては、学校として、児童生徒の自殺予防について組織体制を整え、取組を強化することが必要です。

また、令和7年の児童生徒の自殺の原因・動機として、学校問題のうち、約6割が学業不振や入試、進路に関する悩みであることが分かっており、長期休業において進路等を検討する児童生徒がいて考えられることも踏まえて、進路指導の充実や見守り活動を丁寧に実施していただくようお願いします。加えて、自殺の原因・動機のうち、いじめが16件（令和6年：9件）と前年に比べて増加していることから、いじめが被害児童生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることを改めて認識いただくとともに、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応を徹底いただくようお願いします。

これらを踏まえ、長期休業の開始前から長期休業明けにおける児童生徒の自殺予防に向けて、学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、全力で取り組んでいただくよう、お願いいたします。

2. 学校における自殺予防に向けた取組

- (1) 一学期に欠席が多かった児童生徒への電話や家庭訪問等の実施
- (2) 一学期いじめアンケートを見直し、気になる児童生徒への電話や家庭訪問等の実施
- (3) 児童生徒及び保護者へのいじめ、不登校、悩み等の相談窓口の周知
- (4) 悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見のためのアンケート調査や教育相談、家庭訪問等の実施
- (5) 児童生徒の状況を的確に把握するための細やかな健康観察や健康相談等の実施
- (6) スクールカウンセラー等による支援を行うなど、心の健康問題への適切な対応
- (7) 学校いじめ防止対策基本方針に従った取組の推進
- (8) 保護者に対する家庭における見守りの促進と学校の相談窓口の周知



令和8年度自殺対策啓発事業
クリアファイル（鈴鹿市作）

※中学1年生に配布済

3. 児童生徒の自殺予防に関するマニュアル・手引き・学習

【参考資料】

○教師が知っておきたい子どもの自殺予防

https://warp.ndl.go.jp/web/20250901195820/https://www.mext.go.jp/b_menu/singi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm



○子供に伝えたい自殺予防－学校における自殺予防教育導入の手引－

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1408017.htm



○子供の SOS の相談窓口

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm



○「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/11/11/1304244_01.pdf



○小学生用啓発教材「わたしの健康」、中学生用啓発教材「かけがえのない自分 かけがえのない健康」、高校生用啓発教材「健康な生活を送るために」

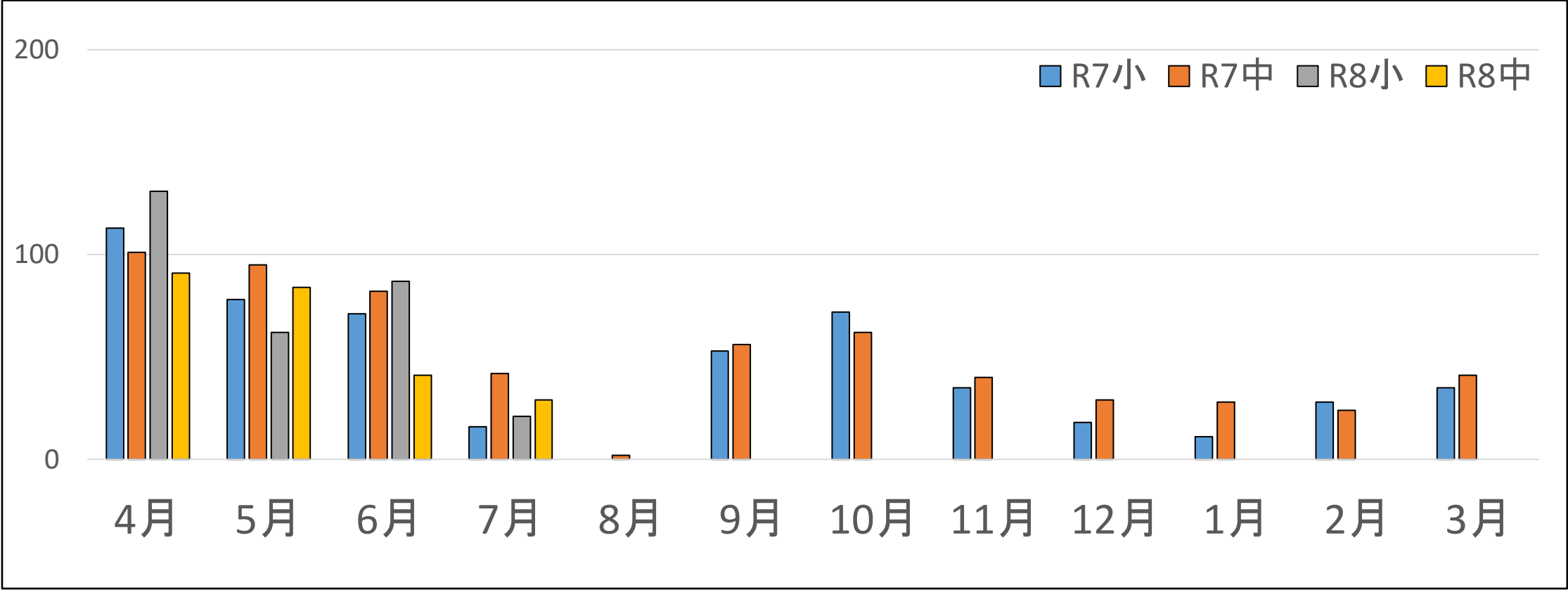
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353636.htm



学校における働き方改革

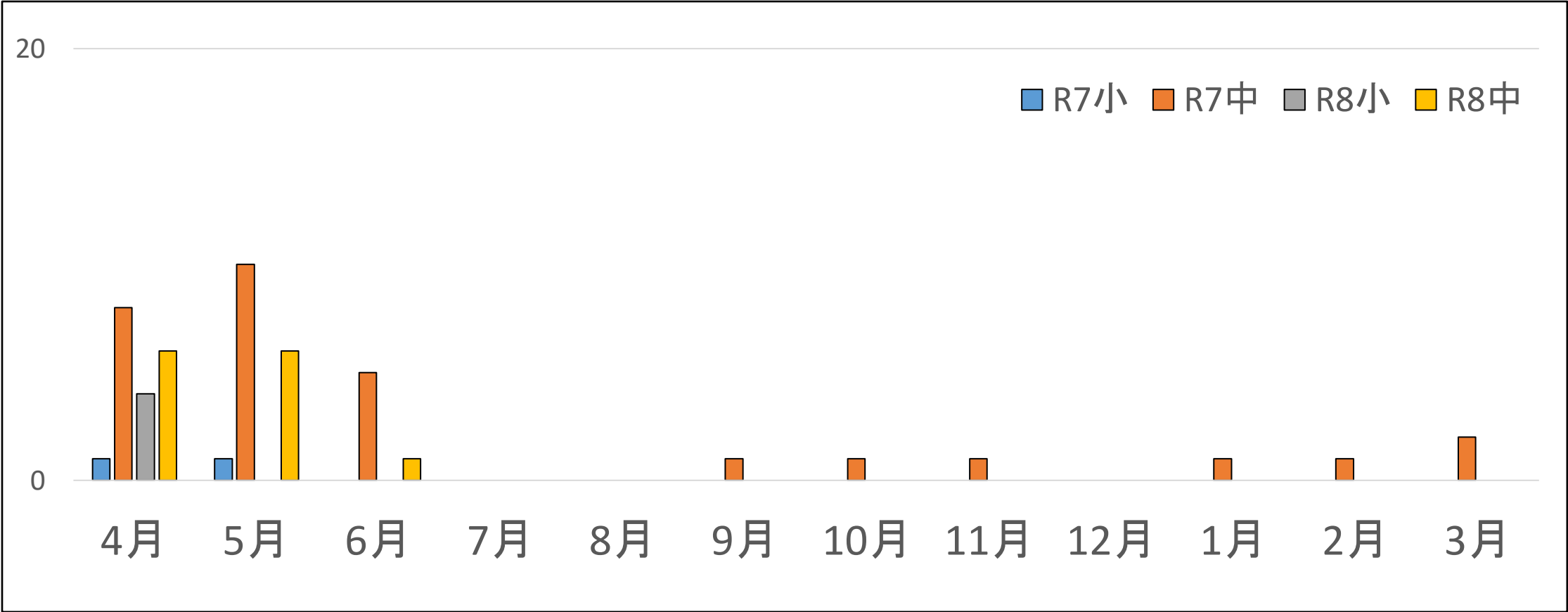
1 時間外労働の状況

(1) 月45時間以上80時間未満の教職員数 (単位：人)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R7小	113	78	71	16	0	53	72	35	18	11	28	35	530
R7中	101	95	82	42	2	56	62	40	29	28	24	41	602
R8小	131	62	87	21									301
R8中	91	84	41	29									245

(2) 月80時間以上の教職員数 (単位：人)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R7小	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
R7中	8	10	5	0	0	1	1	1	0	1	1	2	30
R8小	4	0	0	0									4
R8中	6	6	1	0									13

**鈴鹿市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

令和 8 年

鈴鹿市教育委員会

1. 計画の趣旨・現状・	1
(1) 計画の趣旨	
(2) 本市の現状	
2. 目標・	4
(1) 時間外在校等時間に関する目標	
(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標	
3. 計画の期間・	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・	5
(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	
(2) 市内一斉の枠組みによる健康確保・時間管理措置	
(3) 学校における措置の推進	
(4) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・	8

1. 計画の趣旨・現状

（１）計画の趣旨

本市では、「鈴鹿市教育振興基本計画（令和６年度～令和９年度）」において、鈴鹿市が目指す子どもの姿を「人とつながり自ら豊かな未来を切り拓く鈴鹿の子ども」と掲げるとともに、教育理念である「誰もが輝きウェルビーイングが高まる鈴鹿の教育」の実現を目指している。

また、その基本目標として、『Society5.0で活躍する力を育むための教育DXの推進、家庭や地域とともにある学校づくりの推進、安全で安心できる学びの教育環境整備』を柱に、持続可能で質の高い教育の実現に取り組んでおり、これらの目標の達成には、学校教育を担う教育職員が心身ともに健康で、子どもと向き合う時間や授業改善に専念できる環境の整備が不可欠であり、「教職員の働き方改革の推進」は本市教育施策の基盤となる重要な取組と考えている。

学校現場における業務の多様化・複雑化が進む中、公立の義務教育諸学校等における働き方改革を一層推進するため、令和７年６月に「公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、令和８年４月１日から施行されることになった。その中で、服務監督教育委員会は、教育職員の業務量の適切な管理と健康及び福祉を確保するための措置を実施する計画を策定・公表することが義務付けられた。そのため、鈴鹿市教育委員会は令和８年７月に「鈴鹿市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定した。

（２）本市の現状

本市では、教育職員の長時間勤務の是正を図るため、令和２年４月１日に「鈴鹿市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則」（以下「規則」という。）を施行し、教育職員の在校等時間の上限を原則として、「月４５時間以内、年３６０時間以内」と定め、在校等時間の適切な把握と縮減に取り組んできた。

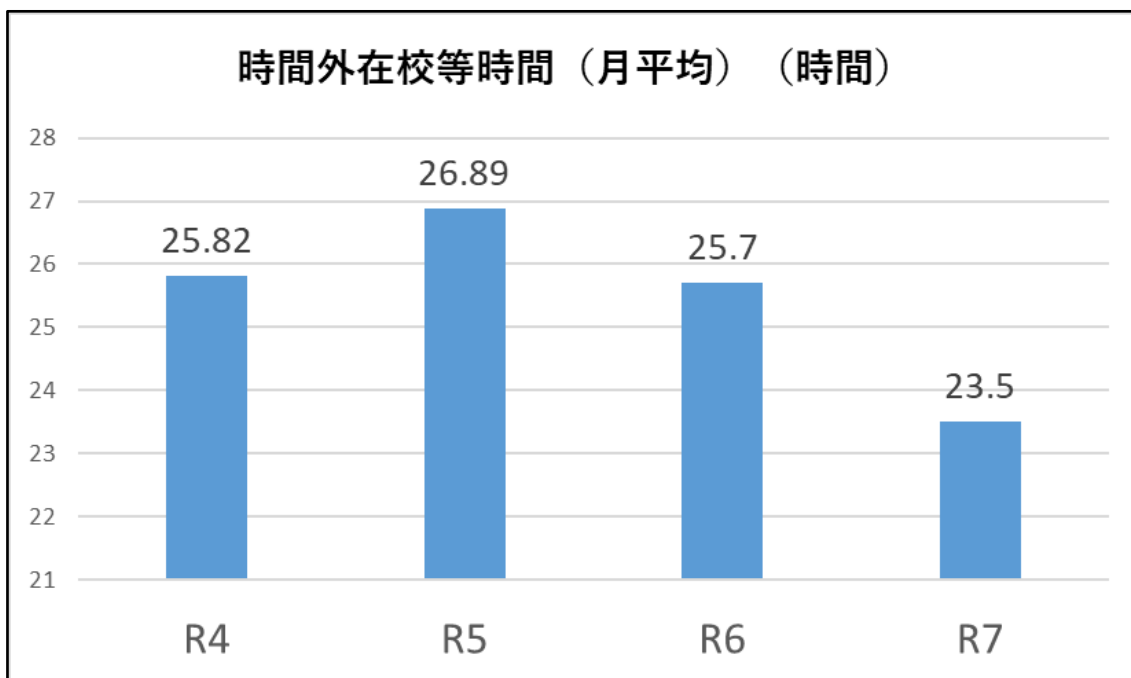
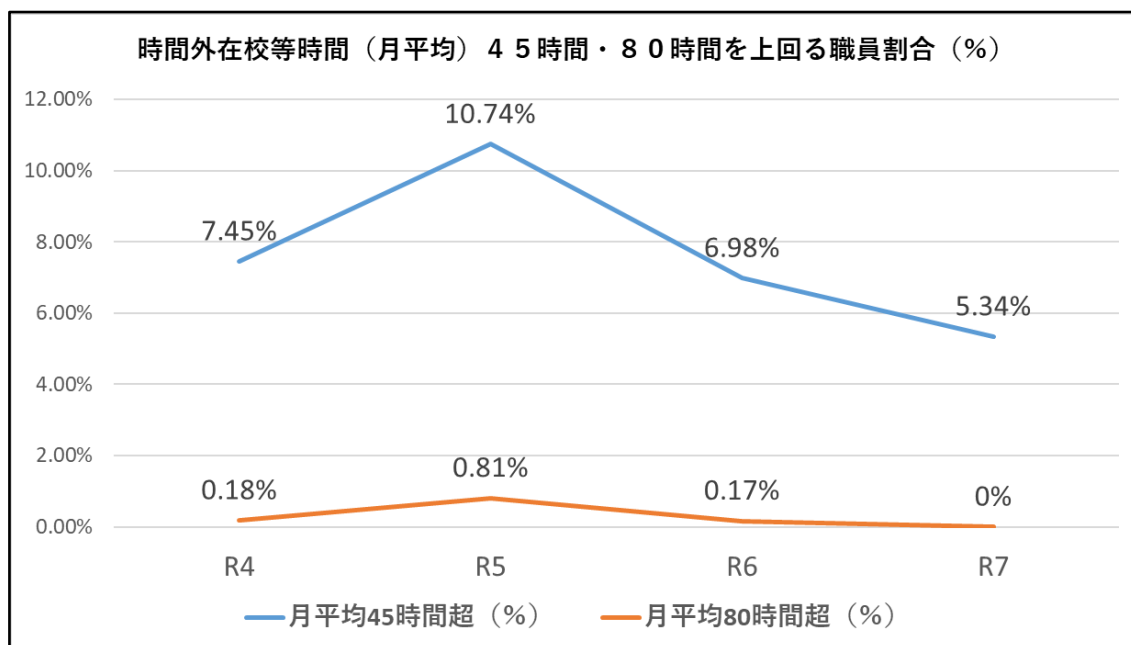
また、在校等時間の客観的な把握の管理徹底、校務支援システムの活用、中学校の部活動における地域展開、学校閉校日の設定、学校給食費の徴収・管理業務の公会計化等、働き方改革に係る取組を進めてきたところである。さらに、近年の特別支援学級児童生徒数の増加により、該当児童生徒への支援の目的で、市費非常勤講師や介助員、看護師の配置人数を増員させてきた。

一方で、教育職員の業務は依然として多岐にわたっている現状がある。「業務の３分類」の「学校以外が担うべき業務」として挙げられる登下校時の日常的な見守り活動や、放課後の見回りなどを、教育職員が担っている。他にも、「教師以外が積極的に参画すべき業務」として挙げられる調査回答に係る事務や学校プールや体育館等の施設管理、部活動、及び「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」として挙げられる授業準備や採点作業等の業務にも改善点が残されている。さらには、個別最適な学びや多様な教育的二

ーズへの対応など、新たな教育課題への対応も求められており、教育職員の時間的・心理的余裕の確保が重要な課題となっている。

本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は次のとおりであった。

令和7年度までの時間外在校等時間の状況



時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員が依然として一定割合存在しており、業務の精選・効率化、部活動の地域展開の推進、校務のデジタル化のさらなる活用等を通じて、教育職員の業務負担の軽減を図り、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出していく必要がある。このため、本市においては、教育振興基本計画で掲げる「教職員

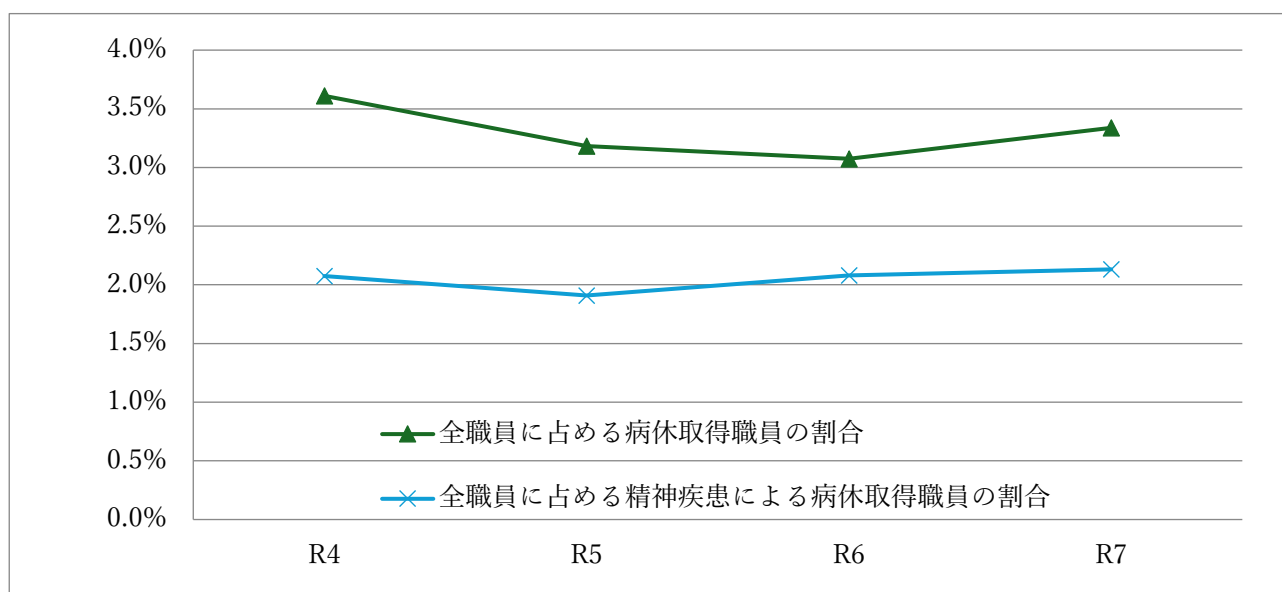
の働き方改革の推進」における現状と課題及び主な取組内容を踏まえ、教育職員の業務量の適切な管理と健康確保措置を一体的に推進していく。

令和7年度までの心身の負担等の状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ストレスチェックにおける高ストレス者の割合	12.1%	13.4%	14.6%	13.2%

ストレスチェックにおける高ストレス者の割合は近年、大きな変化はないが、令和7年度の高ストレス判定者を年齢別にみると、特に35歳から44歳、18歳から24歳の年代が高ストレス割合が高い傾向にあった。35歳から44歳に関しては、学校現場において、ミドルリーダーや学年主任として様々な校務に携わり、責任が大きい立場であることが一因と考えられる。また、大学卒業後3年以内の若手教員も高ストレス割合が高い傾向にあることに関して、経験の浅さから業務が効率的に遂行できず、心身の負担等を感じやすいと考えられる。

ストレスチェック後に、メンタルヘルスを含む教職員の面談や健康相談等について、希望者に対して管理職や産業医との面談機会を周知している。



全職員に占める病休取得者の割合は3%台前半で推移する中、その大部分を精神疾患による病休者が占めており、全職員の約2%（病休者の約6割）が毎年精神疾患により病休を取得するという状況が常態化している。

2. 目 標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 時間外在校等時間が月平均45時間を上回る割合を0%にする。
【令和7年度：5.34%】
- イ 1年間における時間外在校等時間の月平均30時間以下を継続する。
【令和7年度：23.5時間】

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 1人あたりの年平均休暇取得日数を「各校の前年度比増」にする。
【令和7年度：（小学校）23.9日 （中学校）22.6日】
- イ 定時退校日に設定した日に、定時退校できた職員の割合を「100%」にする。
【令和7年度：小87.6% 中93.0%】
- ウ 放課後に開催して60分以内に終了した会議の割合を「100%」にする。
【令和7年度：小76.0% 中68.5%】
- エ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を「前年度比減」にする。

目標まとめ	月平均45時間を上回る割合	時間外在校等時間の月平均	休暇取得日数	定時退校日達成率	会議60分以内	高ストレス者の割合
現状 (令和7年度)	5.34% (小中学校)	23.5時間 (小中学校)	小23.9日 中22.6日	小87.6% 中93.0%	小76.0% 中68.5%	13.2%
目標値 (令和11年度)	0%	30時間以下	前年度比増	100%	100%	前年度比減

3. 計画の期間

令和8年度から令和11年度。取組状況や今後の情勢等を踏まえ、適宜見直しを行う。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、学校や地域の実態を踏まえながら、以下の内容に積極的に取り組むことで、時間外在校等時間の縮減に努める。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しについて検討する。

◆放課後の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校管理下外の放課後や休日の児童生徒間トラブルや問題行動についての対応は、基本的にその活動団体の責任者や保護者が行うこととする。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を維持する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆学校事務・連絡業務のデジタル化

- ・教育委員会が各学校に依頼する調査はクラウドサービスを用いて実施、集計し、調査回答に係る事務負担を軽減するとともに、県教育委員会へも同様の改善を働きかける。
- ・教育委員会から教師を通じた保護者等への周知を依頼する文書等について、保護者連絡システムの自治体連絡機能を活用し、学校での印刷配付を縮減する。

◆ICT環境の保守・管理体制の整備

- ・ICT環境については保守業者が監視システムで常時点検を行い、故障発生時には技術者を速やかに派遣して復旧を図る体制を維持する。

◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・水泳授業については、鈴鹿市立小中学校における水泳指導及びプール施設の在り方に関する基本方針に基づき、民間施設の利用を推進する。また、小学校において水泳授業を外部委託する学校の拡大について検討を進め、児童の確かな水泳技能習得を支援するとともに、学校プール管理に係る業務を軽減する。

- ・運動場や体育館の施設開放事業については、学校体育施設開放運営委員会がその運営事務（会計処理、団体利用申請の取りまとめ等）を担う体制を確立し、教育職員が本来の専門的業務に専念できる環境を整える。

◆校内清掃への学校ボランティア活用

- ・学校ボランティア等の支援を得るなど、各学校の実態に応じた清掃回数や範囲の合理化を促進する。

◆部活動

- ・休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、鈴鹿市運動部活動指針（令和8年10月改訂予定）を遵守した活動が行われるよう指導・助言を行う。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備等に係る時間確保

- ・教員の担当授業時間を縮減するための加配教員や、授業準備・採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフの充実した配置を県教育委員会へ要望する。
- ・校務や授業準備における生成AIの活用事例を示すなど、教材研究や校務の効率化につながる生成AIの利活用を促進する。
- ・市内教職員向けに授業案や教材を提供する教委ポータルサイトの充実を図る。

◆学習評価や成績処理

- ・校務支援システムやデジタル採点システム等の成績処理に係る各種システムを整備し、採点業務および成績処理に係る教職員の事務負担を軽減する。
- ・指導要録における記載内容の簡略化及び、通知表の記載事項の精選を図る。

（２）市内一斉の枠組みによる健康確保・時間管理措置

教育職員の休息機会や業務準備時間を組織的に担保するため、市内一斉で実施する共通の枠組みを設定する。

◆年度当初の業務日の確保

- ・最も時間外在校等時間が多くなる傾向がある年度当初に、業務日を確保するため、1学期始業式までに5日間の準備期間を確保する。

◆市内一斉の学校閉校日の設定

- ・夏季休業中及び冬季休業中の一部に学校閉校日を設定し、教職員の心身のリフレッシュや休暇取得を促進する。

(3) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

◆授業時数の適正化及び放課後等の時間の確保

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数について、行事の精選を図りながら、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。その上で、5限授業または4限授業の日を定期的に設定することや、学期始まりや学期終わりの3日間を午前日課とすることで、放課後の時間を確保する。

◆県・市・学校の統一取組の実施・毎月報告

- ①定時退校日の設定 ②部活動休養日の設定 ③会議時間の短縮

◆学校における働き方改革に関して、各校から地域・保護者へ理解や協力を発信する。

(4) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

◆1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対する医師による面接指導の実施

◆11時間以上を目安とする勤務間インターバルの確保

◆全学校におけるストレスチェックの実施率100%の達成

◆年間6回以上の市内統一の定時退校日の設定

◆長期休業期間中における学校閉校期間の設定

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ◆時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している校務支援システムの出退勤管理機能で把握し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り、指導・助言等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援を実施する。その他の目標については、県の統一取組の結果や、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ◆教育委員会事務局の関係各課がそれぞれの取組状況を把握し、事務局内で情報共有をしながら連携して取り組む。
- ◆保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務量管理・健康確保措置実施計画」の内容について周知を行うとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を

～先生笑顔が、こどもたちの笑顔につながります～

1. チームで支え合う 「意識改革」



一人で抱え込まずチームで共有

専門家や地域と連携を深めることで、教職員が本来の業務に専念できる体制を築きます

2. ゆとりを生み出す 「時間活用」



会議はギュッと60分以内

4限・5限授業の日を有効に活用し、放課後の「自分の時間」を確実に確保します

3. デジタルで変える 「教育DX」



生成AIやデジタル採点を味方に

クラウドでの情報共有を促進し、事務負担をスマートかつ効果的に削減します

4. 自分を大切にする 「健康確保」



11時間のインターバルを意識

学校閉校日にはしっかりと休み、心身ともに自分自身をアップデートする時間を大切にします



服務規律の確保について

教職員による不祥事は、すべての教職員への信頼を根底から揺るがす深刻な問題です。服務規律の確保に向けて、特に以下の4点について、学校全体での意識向上と継続的な取組を徹底し、信頼される学校づくりに努めていただくようお願いします。

1 個人情報及び公文書の適切な取扱い

(1) 事例

- 端末の操作や設定を誤り、個人情報が漏洩した。
- 公文書を誤って廃棄したり、通知内容に沿わない処理を行ったりした。

(2) 対応策

- 端末に係る操作マニュアルの作成や研修の実施
- 事案発生時の校内体制の整備（学校危機管理マニュアル）
- 文書に係る規定に基づいた、取扱いと処理（鈴鹿市教育委員会文書管理規程）
- 個人情報を含むファイル等の保存状態の的確な把握
- 利用目的を終えたデータ（画像・映像等を含む）の共有フォルダ等からの削除

2 交通事故の未然防止

(1) 事例

- 交差点にて赤信号を確認したが、交差点にて停止している相手車両に気付くのが遅れ、追突した。【R8年度7月末までの事故発生件数：25件（加害13件）（昨年度比＋6件）】
- 鈴鹿市職員が交通法規違反（酒気帯び運転）を行い、懲戒処分となった。

(2) 対応策

- 交差点での右左折時の際には、対向車や横断歩道の状況等に細心の注意を払う。
- 雨天等荒天時、夕暮れや夜間の運転については、路面の状況や視界、速度等に気をつける。
- 前方、後方、左右の安全確認をしっかりと行う。
- 適切な車間距離を保つ。
- 仕事と運転時の気持ちの切り替えを行い、常に運転に集中する。
- 発進の際の前方車両の動きに注意を払う。
- 一時停止必要箇所では、確実に車両の停止を行う。
- 「ながら運転」を絶対にしない。
- 駐車する場合は、前進して発進できる向きで駐車する。
- 時間には余裕をもち、落ち着いて運転をする。
- 自己の職責の重大さや児童生徒に交通安全を指導すべき立場であることを再認識する。
- 事故を起こした場合は、加害・被害ともに、まず救護措置事故続発の防止、警察への連絡を行い、次に学校長への報告を遅れることなく速やかに行う。
- 飲酒運転は犯罪であることを認識し、自転車を含め飲酒運転の根絶を図る。

3 不適切な指導等の禁止

(1) 事例

- 児童生徒の心情を傷つけるような感情に任せた指導や、威圧的な態度での指導を行った。

(2) 対応策

- 児童生徒の特性や置かれた状況、背景に配慮した指導・支援
- 情報共有や相談体制などの校内体制の構築と、統一した指導・支援

4 児童生徒性暴力等の根絶

(1) 事例

- 四日市市の中学校教員が、10代の女性に対し、わいせつな行為を行い、鈴鹿警察署に不同意わいせつの疑いで逮捕された。

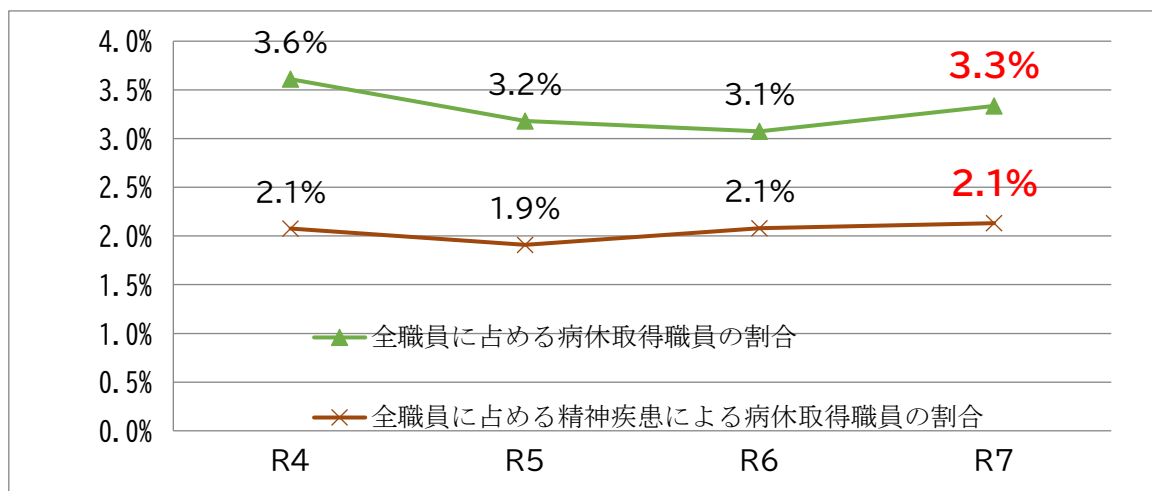
(2) 対応策

- 教職員による児童生徒性暴力等の防止のための研修の実施
- 密室での1対1対応の禁止と、組織的な指導体制の構築
- 盗撮防止のための教室等の整理整頓
- トイレ、更衣室等にカメラ等を設置できないような環境づくりと定期的な点検
- 児童生徒等との私的なSNS等のやりとりの禁止
- 教職員個人のスマートフォンや撮影機器等による児童生徒等の撮影の禁止
- 撮影データを学校外へ持ち出す際の管理職の許可
- 被害児童生徒やその保護者等が安心して相談できる環境の整備
- こども性暴力防止法に関する研修動画の視聴（対象：全教職員／9月30日（水）まで）

教職員のメンタルヘルスについて

1. 令和7年度精神神経系疾患による病気休暇取得者及び休職者の現状

年代	R4	R5	R6	R7
20代	5 人	3 人	6 人	3 人
30代	6 人	5 人	6 人	5 人
40代	5 人	6 人	4 人	6 人
50代	6 人	7 人	6 人	9 人
60代	1 人	0 人	1 人	0 人
計	23 人	21 人	23 人	23 人



・精神神経系疾患による病気休暇取得者数は23人と横ばいであるが、40～50代のミドルリーダーやベテラン層の取得者が増加傾向にある。

2. 病気休暇及び休職に至る主な要因

- ・学級経営（学年経営）がうまくいかない
- ・生徒指導や保護者対応等の行き詰まりによる自信喪失、自己否定的な思考
- ・担当業務の負担増加
- ・同僚とのコミュニケーション不足、職場内の人間関係の不調和
- ・新しい環境における「周囲への相談のしづらさ」や「孤立感」

3. メンタルヘルスに関する対策(管理職にお願いしたいこと)

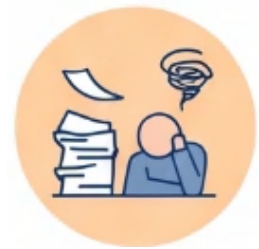
●相談しやすい職場環境・体制の構築

- ・異動してきたばかりの教職員が「相談しづらい」「孤立している」と感じることをないように、相談役を配置する等、具体的なサポート体制を構築する。
- ・管理職からも定期的に声をかけ、困り感を把握し寄り添う。
- ・一人で問題を抱え込まないように、学年主任を中心としたチームで指導や支援体制を機能させる。



●日常の観察による早期発見

- ・「表情が暗い」「遅刻や休暇が増えた」「業務の進捗が著しく遅れている」「周囲との会話が減った」など、普段と異なるサインを見落とさない。
- ・異変を感じた場合は、速やかに個別の面談機会を設け、本人の話に耳を傾け共感的に話を聞く。



●業務負担の軽減とワークライフバランスの推進

- ・超過勤務の多い教職員に対しては、業務の割り振りを再考したり、効率化を図ったりするなど、業務負担の軽減を行う。
- ・適切な休息を促し、定時退校日やノー残業デーを設定するなど、ワークライフバランスの推進を行う。



●産業医や外部専門機関とのスムーズな連携

- ・教職員に、教育委員会が提供している相談窓口や産業医による面談制度を積極的に周知する。管理職自身が抱え込まず、必要に応じて専門機関へつないでいく。



4. ストレスチェックの実施について

労働安全衛生法の規定に基づき、全教職員を対象としたストレスチェックを今年度も実施します。(9月下旬実施予定)

本人のメンタルヘルス把握と職場環境改善のための大切な調査ですので、期間内に必ず実施するよう周知をお願いします。



(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

令和 8 年度公立小中学校・義務教育学校管理職員評価制度の中間面談に係る
学校訪問（集団面談）の実施について

このことについて、別紙のとおり中間面談に係る学校訪問を実施します。この面談は、管理職の評価制度に関し、こども一人ひとりが主体的・対話的な深い学びを続ける教育を推進するため、その担い手である教職員の能力開発と人材育成を図り、学校組織の活性化や学校の教育力を向上させることを目的とします。また、鈴鹿市がめざす小中一貫に向けた各中学校区の取組状況を報告していただく機会と考えています。

なお、日程につきましては、都合により変更することがありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

記

- 1 実施日時 別紙の通り（今後変更の可能性があります）
- 2 実施方法 中学校区ごとに集団面談形式で行います。
- 3 面談内容
 - ① 学力・授業改善、長期欠席対策、非認知能力育成、地域連携の取組について
※重点 4 項目において、各中学校区の共通取組や重点取組について説明していただきますようお願いいたします。
なお、学力・授業改善と長期欠席対策については、数値データに基づいて説明してください。また、学力・授業改善については、7 月校長会で教育指導課長より説明があった、「こども主体の授業」教職員の実践スキルチェックシートをもとに、進捗状況について、説明に含めてください。
 - ② その他中学校区における特別な取組について
- 4 準備物 面談内容に係る資料（できるだけ白黒印刷でお願いします。）
 ※資料内容は、重点 4 項目を中心に、中学校区における現状や課題を踏まえ、義務教育 9 年間を見据えた一貫した教育活動に関する取組等について、数値を用いたグラフや表・アンケート等の経年変化を活用し、客観的な資料となるようお願いします。
- 5 その他
 - ・当日の出席者は、中学校区内の校長、市教育委員会事務局 8 名（教育長、参事、教育指導課長、教育支援課長、学校教育課長、教職員 GL、中学校区担当者 2 名）です。市教育委員会事務局は、車 2 台で伺う予定です。
 - ・別紙日程で都合が悪い場合は、学校教育課教職員 G（瀬古）までお知らせください。

事務担当
学校教育課 教職員 G 瀬古
TEL 382-7618

(別紙)

令和8年7月31日

令和8年度 小中学校中間面談としての学校訪問日程予定表

◎:代表校長

今回変更分

月日	曜	開 始 時 間				
8時30分発		9:15 ~ 10:15	10:45 ~ 11:45	13時00分発	13:30 ~ 14:30	15:00 ~ 16:00
10月2日	金	鈴峰中学校区 椿小, 深伊沢小, 庄内小, 鈴西小 ◎鈴峰中(会場:鈴峰中)				
8時30分発		9:00 ~ 10:00	10:30 ~ 11:30	13時00分発	13:30 ~ 14:30	15:00 ~ 16:00
10月5日	月	平田野中学校区 国府小, 庄野小, 明生小 ◎平田野中(会場:平田野中)				
8時30分発		9:00 ~ 10:00	10:30 ~ 11:30	13時00分発	13:30 ~ 14:30	15:00 ~ 16:00
10月8日	木	白鳥中学校区 加佐登小, 石薬師小, 井田川小 ◎白鳥中(会場:白鳥中)			鼓ヶ浦中学校区 白子小, 愛宕小, 鼓ヶ浦小 ◎鼓ヶ浦中(会場:鼓ヶ浦中)	
8時30分発		9:00 ~ 10:00	10:30 ~ 11:30	13時00分発	13:30 ~ 14:30	15:00 ~ 16:00
10月15日	木	白子中学校区 稲生小, 旭が丘小, 桜島小 ◎白子中(会場:白子中)	創徳中学校区 牧田小, 飯野小, 清和小 ◎創徳中(会場:創徳中)			
8時30分発		9:00 ~ 10:00	10:30 ~ 11:30	13時00分発	13:30 ~ 14:30	15:00 ~ 16:00
10月16日	金	千代崎中学校区 愛宕小, 玉垣小, 若松小 ◎千代崎中(会場:玉垣小)	天栄中学校区 栄小, 天栄小 ◎天栄中(会場:天栄中)			
8時30分発		9:00 ~ 10:00	10:30 ~ 11:30	13時00分発	13:30 ~ 14:30	15:00 ~ 16:00
10月21日	水	神戸中学校区 河曲小, 一ノ宮小, 神戸小 ◎神戸中(会場:神戸中)	大木中学校区 長太小, 箕田小, 若松小 ◎大木中(会場:大木中)			
8時30分発		9:00 ~ 10:00	10:30 ~ 11:30	13時00分発	13:30 ~ 14:30	15:00 ~ 16:00
10月26日	月					

今後、教育長の都合により、日程変更をお願いさせていただくことがあります。